

2020年9月15日

各 位

会 社 名 株式会社ダイレクトマーケティングミックス  
代表者名 代表取締役社長 小林 祐樹  
(コード番号：7354 東証)  
問 合 せ 先 執行役員 経営戦略本部長 土井 元良  
(TEL 06-6809-1615)

## 株式売出しにおけるブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2020年8月31日開催の当社取締役会において決議いたしました引受人の買取引受による株式売出しにつきましては、ブックビルディングの仮条件等が未定となっておりますが、2020年9月15日開催の当社取締役会において、下記のとおり承認する旨を決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 仮 条 件 1株につき2,400円から2,980円
- (2) 売 出 価 格 及 び 引 受 価 額 売 出 価 格 は、上 記 仮 条 件 に お け る 需 要 状 況 等 を 勘 案 し た 上 で、2020 年  
並 び に 売 出 株 式 数 9月25日に決定されます。  
当該仮条件が今後変更される場合は、その変更の承認について当社代表取締役社長に一任します。また、売出株式数についても今後変更される可能性があり、その変更の承認についても当社代表取締役社長に一任します。  
売出価格及び引受価額の承認についても、当社代表取締役社長に一任します。
- (3) 仮 条 件 の 決 定 理 由 上 記 仮 条 件 は、当 社 の 事 業 内 容、経 営 成 績 及 び 財 政 状 態、当 社 と 事 業 内 容 等 の 類 似 性 が 高 い 上 場 会 社 と の 比 較、価 格 算 定 能 力 が 高 い と 推 定 さ れ る 機 関 投 資 家 等 の 意 見 及 び 需 要 見 通 し、現 在 の 株 式 市 場 の 状 況、最 近 の 新 規 上 場 株 の 株 式 市 場 に お け る 評 価 並 び に 上 場 日 ま で の 期 間 に お け る 価 格 変 動 リ ス ク 等 を 総 合 的 に 検 討 し て 決 定 さ れ ま し た。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 株式売出しの概要

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 数     | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 7,845,900 株<br>② オーバーアロットメントによる売出し (※)<br>当社普通株式 上限 1,176,800 株 |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 2020年9月16日(水曜日)から<br>2020年9月24日(木曜日)まで   |
| (3) 価 格 決 定 日     | 2020年9月25日(金曜日)<br>(売出価格は、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)  |
| (4) 申 込 期 間       | 2020年9月28日(月曜日)から<br>2020年10月1日(木曜日)まで   |
| (5) 株 式 受 渡 期 日   | 2020年10月5日(月曜日)  |

(注) 上記(1)に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国およびカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

#### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が、1,176,800株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるインテグラル3号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.(以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2020年10月30日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2020年10月5日(上場日)から2020年10月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるインテグラル3号投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha L.P. は、SMB C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年4月2日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること及びその売却価格が売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人である23.7株式会社及び当社株主であるインテグラル株式会社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。